

## 徳島県企業局訓令第四号

局 中 一 般

徳島県企業局安全衛生規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局安全衛生規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局安全衛生規程（昭和六十二年徳島県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「経営企画戦略課」を「経営企画課」に改める。

第二条第二号中「事業推進課」を「事業推進課及び施設基盤整備課」に改める。

第二条第三号中「事業推進課長」を「課長」に改める。

第十条第八項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。